

第5節 誰もが安全に安心して暮らせるまち【安全・安心の確保】

《施策体系》

基本施策	施策	個別施策
1. 防災対策	(1) 地域防災体制の強化	① 「地域防災計画」の推進
		② 防災施設の整備
		③ 自主防災組織の育成
		④ 避難行動要支援者名簿の整備
		⑤ 国民保護対策
	(2) 防災・減災対策の推進	① 「国土強靱化地域計画」の推進
		② 浸水被害の軽減
		③ 土砂災害の防止
		④ 防災・減災に対する意識と行動の啓発
		⑤ 住宅の耐震化の促進
2. 消防・救急体制	(1) 火災予防の推進	① 防火対策と予防の啓発
	(2) 消防体制の充実	① 常備消防の充実
		② 消防団の機能強化
		③ 消防水利の強化
	(3) 救急体制の充実	① 搬送体制・救急医療体制の充実
		② 応急措置の普及
3. 交通安全対策	(1) 道路交通環境の充実	① 交通安全施設の整備
		② 道路の安全環境の整備
	(2) 交通安全活動の推進	① 交通安全指導、教育の推進
		② 交通安全活動の推進
4. 生活安全対策	(1) 防犯環境の整備	① 防犯施設の整備
	(2) 防犯活動の推進	① 防犯情報の提供など広報活動の推進
		② 地域活動の推進
	(3) 消費生活情報の提供	① 情報提供と啓発活動の強化
		② 相談窓口機能の充実

1. 防災対策



◇ 現状と課題

- 近年、**頻発化・激甚化している自然**災害などから防災に対する意識が高まっています。本市では、「地域防災計画」において『全庁的な防災体制の構築と初動対応の強化』、『自助・共助・公助にもとづく地域防災力の向上』及び『要配慮者や女性の視点に立った取組』のもとに「減災の視点を取り入れた防災対策の推進」を基本理念として、防災対応に必要な組織と設備を備え、職員全員の防災意識を高め、全庁的な防災体制の構築を図るものとしています。
- 津波避難路の指定などをまとめた「津波避難計画」、高台の整備・避難路の誘導看板の整備などを事業の柱とする「津波避難施設整備計画」の策定のほか、洪水・津波ハザードマップや地震・火災・津波・風水害などの防災情報冊子により、安全対策や避難場所などの周知を図っています。
- さまざまな自然災害やあらゆるリスクを見据え、平常時に実施すべき取り組みを整理・具体化した「国土強靱化地域計画」にもとづき、**どのような事態が発生しても対応可能な行政機能、地域・経済社会を事前につくることが重要です。**
- 災害時における必要物資の供給、医療活動、福祉避難所の指定などについて、関係機関と災害時の活動協定の締結を進めていく必要があります。また、災害における情報の収集・伝達体制の構築、避難所施設の耐震化などを進めることが必要です。
- **避難所における感染症予防及び感染拡大防止の観点**を踏まえ、備蓄物資の内容や避難所の運営方法を改めて検討する必要があります。
- 本市では、**39**の自主防災組織（令和**7**年4月現在）が設置され、防災資機材の整備に対する補助をしていますが、世帯数に対して組織率**59.5%**と未だ低く、着実な組織化を進め、災害に備えた活動を促進していく必要があります。
- 防災行政無線の老朽化が進むとともに、防災行政無線の屋外子局からの放送が聞こえづらい地域もあることから、設備の計画的な更新と難聴地域の対策が必要です。また、災害時における情報伝達方法の拡充を図るため、メール配信等の登録を促す普及活動の強化も必要です。
- **千葉県が実施しているJR大網駅上流側の二級河川小中川の整備に合わせ、周辺の内水対策を講じて浸水被害を軽減させる必要があります。**

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 大網白里市津波避難施設整備計画にもとづき、避難路におけるLED誘導灯の整備や、新たな津波避難施設の建設に向けて用地取得等を進めた。
- 令和6年3月にweb版ハザードマップを公開した。
- 大規模災害の発生時に避難者支援の一助とするため、民間企業との災害協定を締結した。（8件）
- 千葉県において、JR大網駅周辺における内水被害軽減に向けた効果的な対策について検討を行った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
防災対策	2.52	16位/46	2.62	6位/46	+0.10

(資料) 市民アンケート調査結果 (令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
自主防災組織設立数【延べ】	39 組織	55 組織	
災害情報メール登録者数【延べ】	2,941 件	5,000 件	
津波避難施設数	7 施設	9 施設	

◇ 施策の展開

施策(1) 地域防災体制の強化

① 「地域防災計画」の推進

- 「地域防災計画」にもとづき、行動主体や災害に応じた災害時対応マニュアルを整備し、災害時の行動規範の明確化を図り、防災体制の強化を図ります。
- 関係団体や民間企業との災害時の活動協定の締結を推進します。
- 災害時における人的・物的支援の受け入れ体制の整備を進めます。
- 災害時における避難情報などの情報伝達方法の拡充を図ります。

② 防災施設の整備

- 災害時の防災拠点となる本庁舎をはじめ、避難所施設の耐震化を推進するとともに、拠点施設への防災資機材の備蓄を推進します。
- 「津波避難施設整備計画」にもとづき、高台や誘導看板、誘導灯等の整備を進めます。
- 防災行政無線の戸別受信機の普及を推進します。
- メール配信や SNS の運用により、災害時の情報伝達手段の確保を図ります。
- 避難所運営においては、適切な滞在スペースを確保するとともに、間仕切りや、段ボールベッド、簡易トイレの設置など環境対策に努めます。
- 防災行政無線の難聴地域対策、防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災関連施設の適正な維持管理を進めます。

③ 自主防災組織の育成

- 自主防災組織の活動内容の周知を図り、出前講座などを通じて自主防災組織の結成を促進し、防災・減災の推進を図ります。
- 自主防災組織結成後のフォローアップを実施し、自主防災組織の活動を促進します。

④ 避難行動要支援者名簿の整備

- 関係機関、地域コミュニティ活動との連携をもとに避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成を進め、災害時の要支援者支援体制の整備を図ります。

⑤ 国民保護対策

- 「国民保護計画」の周知を図り、非常時対応への意識啓発、広域的な連携の強化を進めます。

施策(2) 防災・減災対策の推進

① 「国土強靱化地域計画」の推進

- 「国土強靱化地域計画」にもとづき、今後想定される大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

② 浸水被害の軽減

- 県や関係機関と連携し、小中川をはじめとする河川改修事業を促進するとともに、準用河川金谷川の改修の推進、排水施設の整備など、浸水被害の軽減を図ります。

③ 土砂災害の防止

- 土砂災害警戒区域の周知や訓練による避難行動の実践などにより、区域内の市民の安全対策に努めます。

④ 防災・減災に対する意識と行動の啓発

- 地域の特性を踏まえた防災訓練の実施などを通じて防災意識の高揚を図ります。
- 災害情報等を迅速に多くの市民に提供するため、メール配信やSNSでの情報発信等を図ります。
- 洪水・津波ハザードマップにより、浸水想定区域・土砂災害警戒区域、避難路、避難所などの周知を図り、防災・減災に努めます。
- 「津波避難計画」による市民の津波発生時の迅速な避難行動の周知を進めます。

⑤ 住宅の耐震化の促進

- 災害発生時の被害を軽減するため、木造住宅の耐震化の促進を図るとともに、避難路等の確保に関する施策を検討します。【再掲】

2. 消防・救急体制



◇ 現状と課題

- 地域防災の要である常備消防は、山武郡市広域行政組合で運営されており、市内には南消防署と白里出張所があります。これら常備消防、救急体制の機能強化を促進していくことが必要です。
- 消防団は、条例定数 458 名に対して多くの欠員が生じており、団員の高齢化が進んでいることにより、火災や災害時などの対応に影響が生じています。また、消防団活動は、地域づくりの多面的な機能も担っており、団員の確保に向けた活動紹介やPRの検討など、運営体制の維持を図っていくことが必要になっています。
- 住宅用火災警報器は、消防法により個人の住宅に設置が義務づけられており、設置促進の啓発活動を行っていますが、いまだに設置普及率が低いため、さらなる設置の促進を図る必要があります。
- 消防水利については、大地震等を想定した強度の高い消防水利の設置など、計画的な改修・整備が必要とされています。
- 常備消防による救急体制については、山武郡市広域行政組合を中心に救急医療など地域医療体制の充実に努めており、さらなる救急医療機能の強化を促進していく必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果	
■	消防水利の位置を記した水利マップを電子化し、消防団員に配付した。
■	消防施設整備計画にもとづき、消火栓や井戸など消防水利の整備を実施した。
■	消防団に配備する消防車や消防機庫について、計画的に整備・更新を行った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
消防・救急体制	消防体制		2.66	3位/46	
	2.73	3位/46			
	救急体制		2.42	25位/46	
	2.42	25位/46			

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)
 ※第6次総合計画前期基本計画(令和3~7年度)から「消防・救急体制」として統合。

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
消防水利の整備	91.8%	95.0%	
消防団員数	348 人	348 人	
応急手当普及員の拡充	9 名	15 名	

◇ 施策の展開

施策(1) 火災予防の推進

① 防火対策と予防の啓発

- 住宅や事業所における防火予防対策の普及を促進するとともに、住宅用火災警報器設置義務について周知し、設置普及を促進します。
- 火災予防運動・歳末夜警などによる啓発活動を通じて、防火意識の向上を図ります。

施策(2) 消防体制の充実

① 常備消防の充実

- 行政人口に対応した常備消防の強化及び消防・救急対応機能の強化を促進します。

② 消防団の機能強化

- 消防団の役割や重要性の理解を広げるとともに、消防団員の処遇など活動環境の改善を図ることで、女性や若年層を含めた幅広い団員の確保に努めます。
- 団員の負担軽減や機能別消防団員の導入への検討を進めるなど、就業形態や高齢化などに対応した消防団の運営体制の強化を図ります。
- 消防団の情報収集及び連絡調整などの指揮命令系統の高度化整備を推進します。

③ 消防水利の強化

- 「消防施設整備計画」にもとづき消防水利の整備を推進します。

施策(3) 救急体制の充実

① 搬送体制・救急医療体制の充実

- 消防本部からの事案外事案における消防団への要請に対応し、救急、搬送体制を促進します。
- 広域的な連携による搬送体制と救急医療体制の強化及びドクターヘリの有効活用を促進します。

② 応急措置の普及

- 救命・応急措置講習会の拡大などを通じて、市民による救命・応急措置知識の普及を図ります。
- 応急手当普及員を消防署などが実施する救命講習に派遣することにより、救命講習受講者の受け入れ拡大を支援します。

3. 交通安全対策



◇ 現状と課題

- 本市の令和6年の交通事故発生件数は106件、死亡・負傷者数は131人となっています。
- 交通安全施設については、カーブミラーやガードレールを設置するとともに、路面標示などを整備して安全対策を図っています。今後も、歩道の整備、通行危険箇所の安全対策など、道路の安全環境の改善を進めていく必要があります。
- 見通しの悪い道路や歩道整備が求められる箇所など、優先度を検討しながら整備を進める必要があります。
- 重大事故の発生箇所では、警察や関係機関と連携して検証し、必要に応じた安全対策を進めていく必要があります。
- 令和5年4月から、全国で自転車のヘルメット着用が努力義務として求められるようになりましたが、令和6年7月に警察庁が実施した着用率調査で、千葉県は6.5%（全国ワースト2位）となったことから、着用率向上に向けた取り組みが必要です。
- 東金交通安全協会大網白里支部や関係機関と連携し、交通安全教室の開催、交通安全指導により交通安全の推進に努めています。引き続き、自転車を含む車両利用者、歩行者の交通マナーの向上と交通ルール遵守の徹底が必要です。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果	
■	東金警察署、東金交通安全協会大網白里支部と連携し、市内幼稚園、保育所、小学校、中学校にて交通安全教室を開催した。
■	重大事故発生箇所の安全対策等、関係機関と連携し現地確認を実施し、協議のうえ対策を講じた。
■	自転車安全基準を満たした自転車乗車用ヘルメットを新たに購入した市民を対象に、購入費用の一部を補助し、着用率向上に努めた。
■	安全を確保し、交通事故を防止するため、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を行った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
交通安全対策	2.42	25位/46	2.34	27位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値	目標値 (令和 12 年度)	備 考
交通事故発生件数	106 件 (令和 6 年)	減少	
交通安全教室の開催回数	17 回 (令和 6 年度)	17 回	

◇ 施策の展開

施策(1) 道路交通環境の充実

① 交通安全施設の整備

- 警察や関係機関と連携し、交通安全施設の整備を進めます。
- 信号機、横断歩道等の設置を警察に要望します。

② 道路の安全環境の整備

- 道路整備事業と連携した歩道整備の推進、通行危険箇所の安全対策、通行規制のゾーン路面標示など安全環境の改善を進めます。

施策(2) 交通安全活動の推進

① 交通安全指導、教育の推進

- 東金警察署、東金交通安全協会などの関係機関と連携し、交通安全運動などを通じた交通安全意識の高揚を図ります。
- 交通事故を防止するため、交通安全教室の実施など、交通安全教育を推進します。
- 自転車による交通事故被害の軽減のため、自転車乗用ヘルメット着用の普及を図ります。

② 交通安全活動の推進

- 児童・生徒の登下校時の安全を図るため、地域市民などによる見守り活動を促進します。



4. 防犯対策

◇ 現状と課題

- 市民の生命と財産を犯罪から守り、安心して生活することができる環境は、市民だれもの願いです。市内の犯罪件数（刑法犯認知件数）は **179** 件（令和 **6** 年）となっています。
- 関係機関や防犯組合と連携した地域の防犯活動、自主防犯組織が行う地区の見回り、児童・生徒の見守り活動など、安全で安心な環境を確保するために地域ぐるみで対策に努めています。緊急時などに正確な情報収集及び情報提供を行っていくとともに、各団体における活動を統一的に行うことができるような組織づくりも必要になっています。
- 防犯組合の協力により、防犯灯及び犯罪防止のための看板やのぼり旗の設置を進めていますが、市民が利用する通学路や通勤路などでの夜間の安全確保が必要です。
- 防犯組合では組合員の高齢化が進んでおり、担い手の確保対策が必要です。
- 近年、高齢者を狙った振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や、**匿名・流動型犯罪グループによる強盗・侵入窃盗**が増加しており、注意喚起を徹底するとともに、地域での声かけや見守り活動のほか、**防犯意識を高めて住宅の防犯対策を強化していくことが必要**です。
- **インターネットなど電子商取引の拡大に伴い、犯罪手口も多様化・巧妙化しており、消費者トラブルが多発**しています。
- 本市では、**消費生活センターを設置し、消費者トラブルの相談受付や啓発チラシの配布などを行っており、消費者保護の観点から、引き続き正しい知識の啓発による消費者の自立の促進、関係機関との連携による消費者教育や相談対応が必要**となっています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 主要幹線道路や通学路、公共施設、駅周辺など不特定多数が多く往来する場所に防犯カメラを設置し、犯罪抑止に取り組んだ。
- 自治会等が管理する防犯灯の電気料金や、修繕費の一部を補助するほか、幹線道路及び通学路に公共防犯灯を設置した。
- 電話 de 詐欺による被害防止を図り市民の財産を守るため、電話 de 詐欺対策機器を購入した者に対し購入費用の補助を実施した。
- 市広報紙に消費者トラブル事例を掲載し、市民への注意喚起を実施した。
- 消費生活相談の機能強化を図るため、消費生活相談員に対し国民生活センターによる研修や市独自の弁護士研修を実施したほか、千葉県の巡回相談を実施した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				差異
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		
防犯対策	2.42	25 位/46	2.40	21 位/46	▲0.02
消費生活対策	2.57	11 位/46	2.48	14 位/46	▲0.09

(資料) 市民アンケート調査結果 (令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
犯罪件数 (刑法犯認知件数)	179 件 (令和 6 年)	減少	
防犯灯の設置数【延べ】	6,618 基	6,726 基	
消費生活相談員研修	18 回	20 回	
消費生活相談件数	295 件	250 件	

◇ 施策の展開

施策(1) 防犯環境の整備

① 防犯施設の整備

- 防犯組合や地域コミュニティの協力による防犯灯設置を支援し、市民の夜間の安全確保を図ります。
- 自主防犯団体等へ防犯物資を支給し、地域の犯罪防止を推進するとともに、東金警察署などと密接な連携を図り、新たな安全環境の整備を検討します。

施策(2) 防犯活動の推進

① 防犯情報の提供など広報活動の推進

- 関係機関との連携により、速やかに防犯情報の提供を行い、犯罪などに対する防犯啓発、犯罪抑止の意識を高め、犯罪減少を図ります。
- 犯罪の発生状況や防犯対策などに関する出前講座を実施し、安全で安心なまちづくりを進めます。

② 地域活動の推進

- 「安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」にもとづき、関係機関との連携や自主防犯団体等を支援し、地域の防犯活動を推進します。
- 自主防犯団体等による防犯パトロールなど、地域の安全を確保するための防犯活動を促進します。
- 青色防犯パトロール実施者及び自主防犯団体の活動を支援します。

施策(3) 消費生活情報の提供

① 情報提供と啓発活動の強化

- 悪質商法などの消費者トラブルに関する情報提供、消費者の特性に配慮した生活などの情報提供を進め、啓発を強化します。
- 消費生活の安定と向上を図るため、各年代に応じた情報提供により、啓発を推進します。
- 消費者トラブルなどの未然防止及び相談窓口の周知を図るため、広報紙、ホームページなどを活用して情報提供に努めます。

② 相談窓口機能の充実

- 消費生活にかかる多種多様な事例に対応するため、県消費者センターなど関連機関との連携を進めるほか、さらなる相談窓口の充実を図ります。
- 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）を活用し、消費者トラブルに対する適切な対応、啓発を図ります。